

県営浮棧橋使用条件

- 1 県営浮棧橋を使用する場合は、申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長へ提出し、許可を受けなければならない。許可期間は、許可日から1月単位とし、最長で、許可日の属する年度の末日までとする。継続使用する場合は、毎年2月末日までに継続申請書を市長へ提出し、許可を受けなければならない。
- 2 使用者は、愛媛県港湾管理条例及び同条例施行規則、その他関係法令を遵守し、港湾施設の美化・愛護に努めること。
- 3 使用者は、次のとおりとする。
 - (1) 市内に住所を有する者、又は市内に勤務地を有する者。
 - (2) 船舶を所有し、船舶操縦免許を有している者。
 - (3) 地方税を完納している者。
- 4 船舶は、次のとおりとする。
 - (1) 船舶検査証書の有効期限内であるもの。
 - (2) 船舶の長さが、船舶検査証書で8m以下のもの。
- 5 船舶には市指定のステッカーを貼り付け、許可を受けている船舶以外は係留しないこと。
- 6 船舶は、指定された位置に係留し、月に1度は係留状況を確認すること。ロープ、アンカー、防舷材等は、他の使用者の係留及び航行に支障をきたすことのないよう細心の注意を払って設置すること。
- 7 自家用車は適切な場所へ駐車すること。なお、彩浜館駐車場は使用しないこと。
- 8 県営浮棧橋使用許可申請書の記載事項等に変更があった場合は、速やかに届け出を行うこと。
 - (1) 相続に限り、所有者の変更（法定相続人の範囲）1親等以内は認める。
- 9 使用者の変更等、県営浮棧橋の使用を廃止する場合は、必ず廃止届を提出すること。
 - (1) 船を売却し、売却した相手にそのまま係留場所を使用させることはできない。

- 10 係留の補充は、次のとおりとする。
- (1) 係留補充は、申請の順位をもつて行う。係留場所については抽選、又は協議により決定する。
 - (2) 係留は、許可日から 20 日以内に行うこと。ただし、管理者へ報告を行い認められた場合は、その後 1 カ月を限度として延長する。
 - (3) 使用者が上記(2)に従わない場合は許可を放棄したものとする。
- 11 管理者は、使用者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、使用許可の取消し等管理上必要な措置をとることができる。
- (1) 使用条件に該当しなくなったとき。
 - (2) 偽り、その他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (3) 許可を受けた施設を第三者に使用させたとき。
 - (4) 使用料を滞納したとき。
 - (5) 管理者が公益上、又は管理上問題があると認めたとき。
- 12 使用者は、許可の取消し等を命じられた場合は速やかに船舶を撤去し、当該施設を原状に回復すること。
- 13 使用者は、使用者の責めに帰すべき理由により、港湾施設を損傷させたときはこれを原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- 14 船舶の衝突等の事故については、使用者の双方で全て解決すること。
- 15 前 13、14 の理由により第三者との間に損害賠償等の問題が生じた場合は、これに要する費用は、使用者の負担とする。

附 則

平成 20 年 10 月 1 日 改正

附 則

令和 2 年 6 月 5 日 改正

県営浮棧橋使用条件等誓約書

令和 年 月 日

伊予市長 様

私は、県営浮棧橋使用条件を遵守し、港湾管理者より移動や撤去命令のあった場合は、これに従い、補償等の要求は一切いたしません。また、使用条件に違反し、港湾管理者より使用許可の取消命令があった場合は、これに従うことを誓います。

住 所
氏 名

⑩